

# 日本建築学会東海支部災害委員会運営規程

2003年11月18日東海支部常議員会決

第1条（名称） この委員会は、東海支部に置き、東海支部災害委員会（以下委員会）という。

第2条（目的） 委員会は、東海支部常議員会の承認のもとに、地震・風・水害等（以下地震等）の災害に関し、調査・研究・発表及び地域社会への普及・啓発などを行い、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）地震等の災害及び災害の抑制に関する調査、研究
- （2）地震等の災害時における調査団派遣、情報収集などの推進及び調整
- （3）地震等の災害に関する報告書の編集
- （4）前第1項から第3項に関連する、講習会、シンポジウム等の成果の普及
- （5）委託研究の受託
- （6）関連委員会、学協会、官公庁などの関連機関との連絡調整
- （7）東海支部常議員会から付託された事項
- （8）その他、第2条に記された目的の達成に必要な事業

第4条（組織） 委員会組織は、委員長1名、幹事4名および委員によって構成し、以下に定めるところによる。

1. 日本建築学会災害委員会委員（東海支部担当）をもって委員長とする。
2. 東海支部長、東海支部構造委員会委員長、東海支部都市計画委員会委員長、東海支部学術推進委員をもって幹事とする。
3. 東海支部内の学会員を擁する大学等の研究機関、民間の建築関連機関、官公庁および防災関連機関から選出されたもの（それぞれ若干名）をもって委員とする。また、必要に応じて、東海支部の6常置委員会から選出されたもの（それぞれ若干名）も委員に加える。
4. 本委員会は必要に応じてワーキンググループを設置し、主査は委員長が任命する。

第5条（運営） 委員会の運営は、この規程に定めるところによる。

1. 本委員会は委員長が招集して開き、ワーキンググループ等は主査が招集して開く。
2. 会議の議長は、本委員会にあっては委員長、ワーキンググループ等にあっては主査とし、委員長または主査に事故ある時はそれぞれの幹事が代行する。
3. 議事に関し、特に議決を必要とする時は多数決による。
4. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
5. その他運営に関する必要な事項は本委員会において定める。

第6条（改廃） この規定の改正・廃止は日本建築学会東海支部常議員会の議決によって行う。

付則

1. この規程は2003年11月18日より施行する。